

第7章 実現化の方針

1. 実現化に向けた推進体制の確立

第4章で示した施策の実現にあたっては、市民、事業者、市のそれぞれが緑の大切さや役割を認識し、実践していくことによって緑豊かな自然環境を守り、育てていくことに結びついていきます。

市民、事業者、市がパートナーシップのもと、一体となって計画の実現に取り組んでいくためには、それぞれが各自の役割を認識した上で、緑の保全と創出に関する主体的な取り組みを進めるとともに、お互いが連携して施策を円滑に実施できるような体制を整備していく必要があります。

2. 市民、事業者、市の役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが緑の保全や緑づくりを自分自身の問題として認識し、自然環境の保全や新たな緑化活動への意識を高め、積極的に参加することが求められています。

それは、身の回りの緑や水辺環境に配慮することから始め、緑にかかわるボランティア活動等を通じて緑づくりへの理解を深め、最終的には市民共有の財産となる緑の環境を守り、つくることを目標とした活動が求められています。

〈実現化に向けた市民の役割〉

緑の大切さを知り、身近な緑を育てます。

宅地内（庭やベランダ、屋上、駐車場等）の緑化を推進します。

地域の緑づくりや緑の保全活動へ積極的に参加します。

(2) 事業者の役割

事業所敷地内の緑化が緑づくりの大きな要素となっているとともに、景観の構成要素の一つであることを認識し、地域の緑づくりに参加していくことが求められています。

地域の歴史、文化の中で育んできた環境を守り、地域の景観に調和した施設整備等の活動に協力していくことが求められています。

〈実現化に向けた事業者の役割〉

建物の屋上や壁面緑化、生け垣の設置、駐車場等の緑化を推進します。

地域の緑づくりに積極的に取り組みます。

緑豊かな景観づくりを推進します。

(3) 市の役割

緑の保全や緑づくり等を推進するために、市民、事業者の意向を把握し、各種施策を実施するとともに、市民、事業者の自主的な緑の保全、緑化活動を支援していく必要があります。

また、公園緑地、道路、河川・水路等公共施設の整備にあたっては、地域の自然環境、景観、歴史・文化特性を活かした緑の環境づくりを積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに、市民、事業者から緑の保全活動や緑づくりへの理解及び協力が得られるように、市民参加の緑づくりの機会を提供する等、普及・啓発・支援活動を推進していく必要があります。

〔実現化に向けた市の役割〕

公共事業（公園や道路の整備等）による緑化を推進します。

緑化や公園整備に関わる財源を積極的に確保していきます。

市民や事業者が行う緑化活動を支援します。

緑の保全や緑化を推進する制度をつくります。

市民、事業者、市による協働体制づくりを推進するための条例を定めます。

広報活動等を充実させ、多様な機会を通じて計画の普及を図ります。

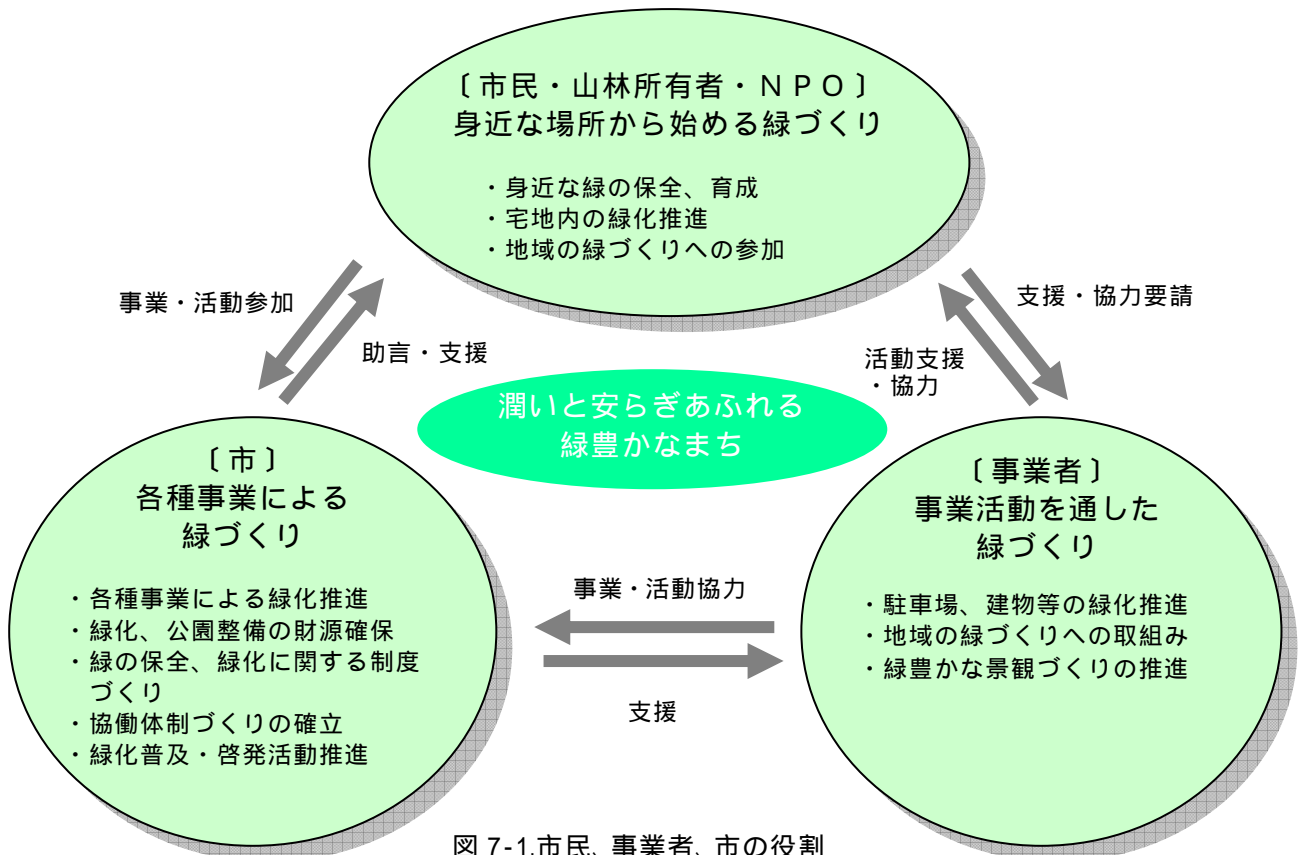


図 7-1.市民、事業者、市の役割

3. アクションプランの推進

(1) アクションプランの概要

アクションプラン*とは、本計画における将来像に向けて、基本方針にそった施策の展開を具体的にどのように進めていくのか、何から推進していくのかについて実施期間やプランの具体的な項目を明らかにし、実行するものです。

計画期間を概ね5年とし、個々の施策における具体的な取り組みを市民、事業者との連携を図りながら進めます。(平成16年度開始)

また、個々の施策の展開や進捗状況の点検と評価を毎年実施し、本プランの最終年度には本プランを実行したことによる効果の総合的な点検と評価を行い、この結果に基づき、本計画における施策の見直しを継続的に行います。

(2) アクションプランの実施

アクションプランの実施にあたっては、計画を推進する「アクションプラン策定組織」を庁内に設置します。(平成16年度予定)

また、アクションプラン実施に向けては、1つの施策に概ね5年の期間で取り組むことから、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、施策の見直し(Action)のPDCAサイクルに基づく施策評価システムを構築することが必要となります。

そのため、各種施策の実施推進体制づくりを進めていくとともに、モニタリング、評価、改善システムを検討していく必要があります。

具体的には、施策評価のための実施体制、評価表等による評価手法、改善・見直しの手順等について検討していきます。

各施策の評価手法については、統一の施策評価表を作成し、評価を客観的で有効なものとするため、学識経験者等をメンバーに入れた第三者の外部委員による評価組織体制により評価を実施します。

そして評価結果及び改善、見直しの対応方針等が確定した場合については、市民へ公表していきます。

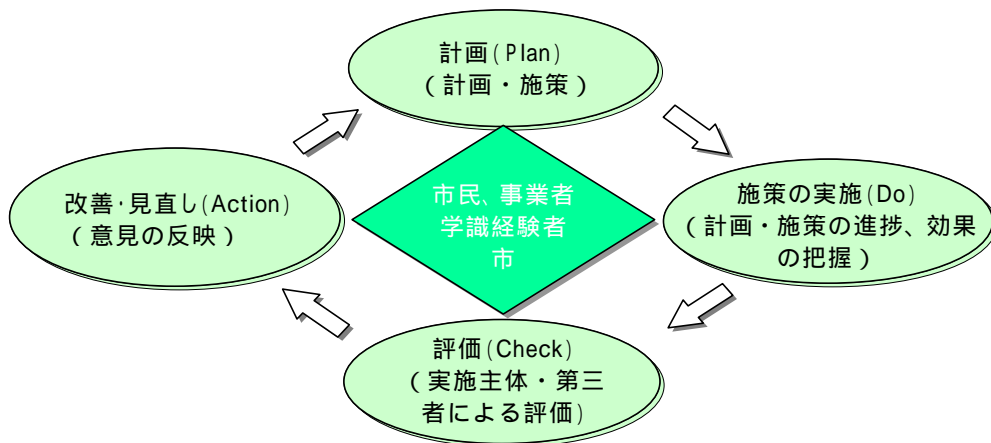


図 7-2. 施策評価システム